

2014年4月17日

マスコミ関係各位

三菱東京UFJ銀行の非正規職員の組合組織化について！

非正規職員の要求は、雇用の安定と均等待遇実現です。

銀行春闘回答での、行員同様ベースアップの再考を要求します！

全国金融産業労働組合中央執行委員会

(略称 金融ユニオン)

中央執行委員長 浦野 弘

4月4日日経新聞、NHKなど4月5日朝日新聞などで報道されたニュースに対する当組合の見解を表明します。

銀行の企業内従業員組合が、非正規職員の組合加入を認めたことは、非正規労働者の組織化として一つの前進です。

日経新聞やNHKの報道では、非正規職員の処遇改善が進むと期待の報道がされています。他方朝日新聞では、この組織化で、処遇改善の見通しは不透明であると述べています。

当単組は、1991年に銀行産業労働組合として発足し、当時の東海銀行をへて現在の三菱東京UFJ銀行でも、関連会社を含む非正規労働者も組合に迎えて、一貫して雇用安定と正行員との間の差別是正を求めて同一労働同一賃金を求めて取り組みを行ってきました。この間の活動は私たちの組合のホームページを参照ください。(別紙資料)

2014年春闘でも消費税増税による物価上昇、安倍内閣が、景気回復のためにも財界・企業への全労働者への賃金引き上げを求めていることもあり行員も非正規労働者も賃金の引き上げを銀行に求めてきました。

3月27日の銀行回答は、正行員を含む月給制の職員には、定例給与の0.5%の引き上げ回答がありましたが、時間給の賃金体系を取る非正規労働者に対する引き上げ要求には0回答でした。

さらに、2013年4月からの労働契約法の改正により短期契約を5年以上継続する労働者は、期限のない雇用に変更することになり、それを受けて短期契約は5年で終了の契約を一方的に入れてきました。同時に期限のない雇用契約に変わった非正規労働者対象の新契約コースを検討すると提案してきています。が、そのコースは、従来の非正規契約同様、会社の都合で担当業務が終了すれば契約満了解雇もあることを銀行は明言しています。当単組は、期限のない契約に変わった以上は、行員同様定年までの雇用を保障するよう従前から要求しています。

私たちは、この間、銀行が派遣労働者の直雇用化を進め、従業員組合がその組織化をすすめてくることは、非正規労働者が過半数を超える現在の職場状況もふまえ、残業問題に対する労働基準法36条の労働者代表との協定締結権を従業員組合が確保するためを最大の目的にしているものと考えます。多くの職場で時間外労働が恒常的に行われている職場実態であり、その継続を求める銀行経営者の意をくんだものであると言わざるを得ません。

改めて、当単組は、従業員組合が、労働組合の本来目的である労働者の人権と安定雇用を守り労働条件改善と誇りある職場づくりを目指す労働者本位の組合活動を展開することを願ってやみません。

労働組合にとって、当面の試金石は、銀行が2014年春闘で正行員に認めた0.5%のベースアップを非正規の契約社員にも実現のために本気で闘うかどうか問われています。

金融ユニオンの団体交渉で、銀行は「正行員と非正規契約社員は契約形態が違い、職務に応じた賃金で正行員と同様には考えていない」と言明しています。あくまでも景気の調整弁としての扱いで、消費税の引

き上げによる生活苦の実態を配慮しようとする立場を表明しています。労働組合は「一人はみんなのためにみんなは一人のために」を合言葉に活動を進める組織と考えています。従業員組合の正行員の組合員が、この非正規労働者の賃上げなしの銀行姿勢を変える取り組みをするかどうかは今問われています。金融ユニオンは、三菱東京 UFJ 銀行にはたらく全組合員が非正規労働者の賃上げ実現まで奮闘する決意です。

当単組は、2014 年春闘で、みずほ銀行でも同様の春闘回答に接し同様方針で対応することを表明します。

以上